

第2 宝塚市の環境行政

1 環境行政

(1) 環境保全の概要

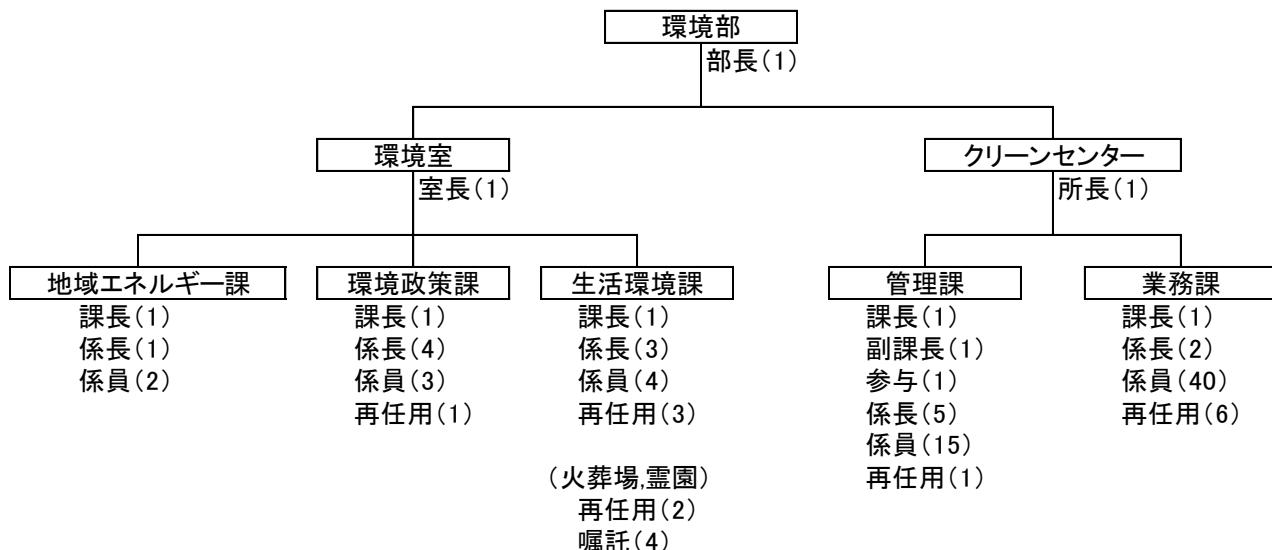
現在の日常生活、事業活動そのものが環境への過大な負荷を与えるものとなり、地球環境問題が顕在化し、ひいては人類の生存基盤自体を脅かすようになっています。

市では、環境基本条例等に基づき環境の保全に取り組んできました。南部市街地の自動車公害等の長期的課題に向け「環境にやさしいまちづくり」のため新たな施策の必要性が高まり、また、平成5年11月に制定された環境基本法を受けて、市の総合計画を環境の観点から推進するため、市の環境保全に係る基本的な計画として、平成7年9月に「宝塚市環境基本計画」を策定し、平成8年9月10日に環境都市宣言、同年10月に環境基本条例の全部改正を行うなど環境施策の推進に取り組んできました。

その後、環境問題の重要課題の一つとなった地球温暖化問題に対応するため平成18年2月に宝塚市地域省エネルギービジョンを策定、同年6月には地球温暖化や生物多様性などの新たな課題に対応するため、第1次計画の期間終了に併せて第2次環境基本計画を策定し、市域全体の環境保全を図ってきました。

また、平成23年度には、より一層重要な地球温暖化問題に関し、宝塚市域内の地球温暖化対策に対処するため「宝塚市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定するとともに、生物多様性基本法が制定されたこともあり、自然との共生を目指して、生物多様性の保全を推進するため「生物多様性たからづか戦略」を策定し、施策の推進に取り組んでいます。

(2) 組織（平成27年4月1日）



(3) 事務分掌

環境部の事務分掌は、おおむね次のとおりです。 (宝塚市事務分掌条例)

- (1) 環境保全に関すること。
- (2) 公害防止に関すること。
- (3) 環境衛生に関すること。
- (4) 廃棄物の処分及び資源化に関すること。

また、環境部内各課の分掌事務は次のとおりです。

(地域エネルギー課)

- (1) 地球温暖化防止に係る企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 地球温暖化防止に係る総合調整に関すること。
- (3) 地球温暖化防止に係る啓発に関すること（他課の所管に属するものを除く）。
- (4) 地球温暖化防止関係諸法令に関すること。
- (5) 地域のエネルギーに係る企画、調査及び研究に関すること。
- (6) 地域のエネルギーに係る総合調整に関すること。
- (7) 地域のエネルギーに係る啓発に関すること。
- (8) 地域のエネルギー関係諸法令に関すること。
- (9) 宝塚市再生可能エネルギー推進審議会に関すること。
- (10) 市行政における環境マネジメントシステムの運用管理に関すること。
- (11) エネルギーに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (12) 課の庶務に関すること。

(環境政策課)

- (1) 環境保全に係る企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 環境保全に係る総合調整に関すること。
- (3) 環境保全に係る啓発に関すること。
- (4) 環境保全に係る苦情等の処理に関すること。
- (5) 環境保全関係諸法令に関すること。
- (6) 生物多様性の保全の推進に係る企画、調査及び研究に関すること。
- (7) 環境に配慮した食育の推進に関すること。
- (8) 宝塚市環境審議会に関すること。
- (9) 宝塚市パチンコ店等審査会及び宝塚市環境紛争調整委員会に関すること。
- (10) パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関すること。
- (11) カラオケ施設等の建築等の指導に関すること。
- (12) 大阪国際空港の騒音対策に関すること。
- (13) 羽束川・波豆川流域水質保全協議会に関すること。
- (14) 宝塚市環境保健衛生推進協議会との連絡調整に関すること。
- (15) 環境都市宝塚推進市民会議との連絡調整に関すること。
- (16) 公害検査室及び大気監視測定局の維持管理に関すること。
- (17) 環境部内の各課の所管に属さない事項に関すること。
- (18) 課の庶務に関すること。

(生活環境課)

- (1) 美化推進活動の企画、調査及び研究に関すること。

- (2) 都市の清潔保持及び美化に関すること。
- (3) 美化推進に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 美化啓発に関すること。
- (5) 青空駐車場、洗車場及び資材等置場の設置に関すること。
- (6) 行旅死亡人に関すること。
- (7) そ族昆虫等の駆除に関すること。
- (8) 動物の愛護思想の普及及び動物の飼養に関すること。
- (9) 畜犬の登録並びに鑑札及び注射済票の交付に関すること。
- (10) 水道法に規定する専用水道及び簡易専用水道に関すること。
- (11) 兵庫県特設水道条例(昭和39年条例第62号)に規定する特設水道に関すること。
- (12) 小規模貯水槽水道設置に対する指導等に関すること。
- (13) 飲用井戸(業務用飲用井戸を除く。)の衛生対策に関すること。
- (14) 墓地、納骨堂又は火葬場の経営許可等に関すること。
- (15) 宝塚市営霊園及び宝塚市立宝塚すみれ墓苑並びに宝塚市営火葬場の管理に関すること。
- (16) 夜間花火の規制に関すること。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、環境衛生に関すること。
- (18) 課の庶務に関すること。

(管理課)

- (1) 一般廃棄物処理に係る企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 一般廃棄物の処理計画に関すること。
- (3) 一般廃棄物の発生の抑制に関すること。
- (4) 一般廃棄物の資源化及び減量化に関すること。
- (5) 宝塚市廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- (6) 一般廃棄物の中間処理及び最終処分に関すること。
- (7) 一般廃棄物(し尿を除く。)の年間搬入許可に関すること。
- (8) 一般廃棄物処理手数料(他課の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (9) 一般廃棄物処理業(し尿及び浄化槽汚泥に係るものに限る。)及び浄化槽清掃業の許可に関すること。
- (10) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業者並びに浄化槽清掃業者の指導監督に関すること。
- (11) 浄化槽設置届出の受理及び浄化槽維持管理台帳の整備に関すること。
- (12) 浄化槽設備の保守点検に係る指導又は勧告に関する事(他課の所管に属するものを除く。)。
- (13) クリーンセンター及び緑のリサイクルセンターの維持管理に関する事(他課の所管に属するものを除く。)。
- (14) クリーンセンターのプラント設備の工事の設計、積算、施工及び監理に関する事。
- (15) 不燃物埋立処分地の維持管理に関する事。
- (16) クリーンセンター周辺地区及び不燃物埋立処分地下流都市等との連絡調整に関する事。
- (17) し尿の収集に関する事。
- (18) 宝塚都市環境サービス株式会社との連絡調整に関する事。
- (19) 宝塚市立公衆便所に関する事。

(20) 新ごみ処理施設整備に関すること。

(21) 課の庶務に関すること。

(業務課)

(1) 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。以下同じ。)の収集及び運搬事業に関すること。

(2) 一般廃棄物処理業(し尿及び浄化槽汚泥に係るものを除く。)の許可に関すること。

(3) 一般廃棄物のごみステーションに関すること。

(4) 一般廃棄物の収集運搬委託業者の指導監督に関すること。

(5) 一般廃棄物処理業者(し尿及び浄化槽汚泥に係るものを除く。)の指導調整に関すること。

(6) 清掃事業に係る車両の安全管理に関すること。

(7) 武庫川河川敷進入路に関すること。

(8) 整備棟、車庫及び洗車場の維持管理に関すること。

(9) 一般廃棄物処理手数料(市が収集し、運搬し、及び処分する粗大ごみ等に係るものに限る。)に関すること。

(10) 課の庶務に関すること。

(4) 環境に関する苦情

市民の生活が豊かになり、より高度な生活スタイルに対する要求が「苦情」という形で行政に寄せられるようになり、あらゆる現象が「環境」という言葉に凝縮されるようになりました。

現代生活を取り巻く環境の中でも特に、空き地の雑草、放置された空き家、隣家の換気扇の取り付け位置等のように、ちょっとした何かの機会に隣同士が言葉を掛けておけば苦情という形にはならなかったものがあります。また、駅周辺における放置自転車のように、市民一人ひとり各人が他人に対して気を付けるべき社会ルールに関するものがありますが、これらの解決を行政に求める苦情が増加しています。

なお、平成21年度から平成26年度までの苦情件数（苦情に関する相談含む）の推移は表1のとおりです。

市では、環境保全関係諸条例の整備拡充の中で、行政で対応ができるものについては制度化を図り、市民の現代的 requirementに応えられるよう対応しています。

【表1】公害苦情件数の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
大気汚染	37	31	17	42	20	26
水質汚濁	8	8	13	13	12	26
土壤汚染	—	—	—	—	—	—
騒音	42	39	30	59	58	69
振動	1	2	—	1	—	5
地盤沈下	—	—	—	—	—	—
悪臭	17	7	18	17	8	7
その他	3	1	1	7	7	2
合計	108	88	79	139	105	135

平成26年度公害苦情件数（発生源・種類別）

		卸売・小売業・飲食店	サービス業	公務	家庭生活	事務所	道路	空地	公園	神社・寺院	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給業	運輸・通信業	その他	不明	計
典型 7 公害	大気汚染				1						18				6	1					26
	水質汚濁				1										2	1			3	19	26
	土壤汚染																				—
	騒音	2	1		9	1					1	1			38		1	4	8	3	69
	振動														5						5
	地盤沈下																				—
	悪臭	2	1															1	3		7
典型7公害以外															2						2
計		4	2		11	1					19	1			53	2	1	4	12	25	135

2 環境審議会

環境審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査、審議し、答申するため委員15名を持って構成されています。

- (1) 環境の保全及び創造に関する基本的事項又は重要事項
- (2) 環境基本計画に関すること。
- (3) その他環境の保全及び創造に関し必要な事項

平成26年度は、平成26年9月10日、平成26年10月21日、平成27年3月23日に開催し、諮問事項「市内の環境美化に関する課題解決に向けた有効な対策について」と、報告事項「宝塚の環境について」の審議を行いました。

3 環境基本計画

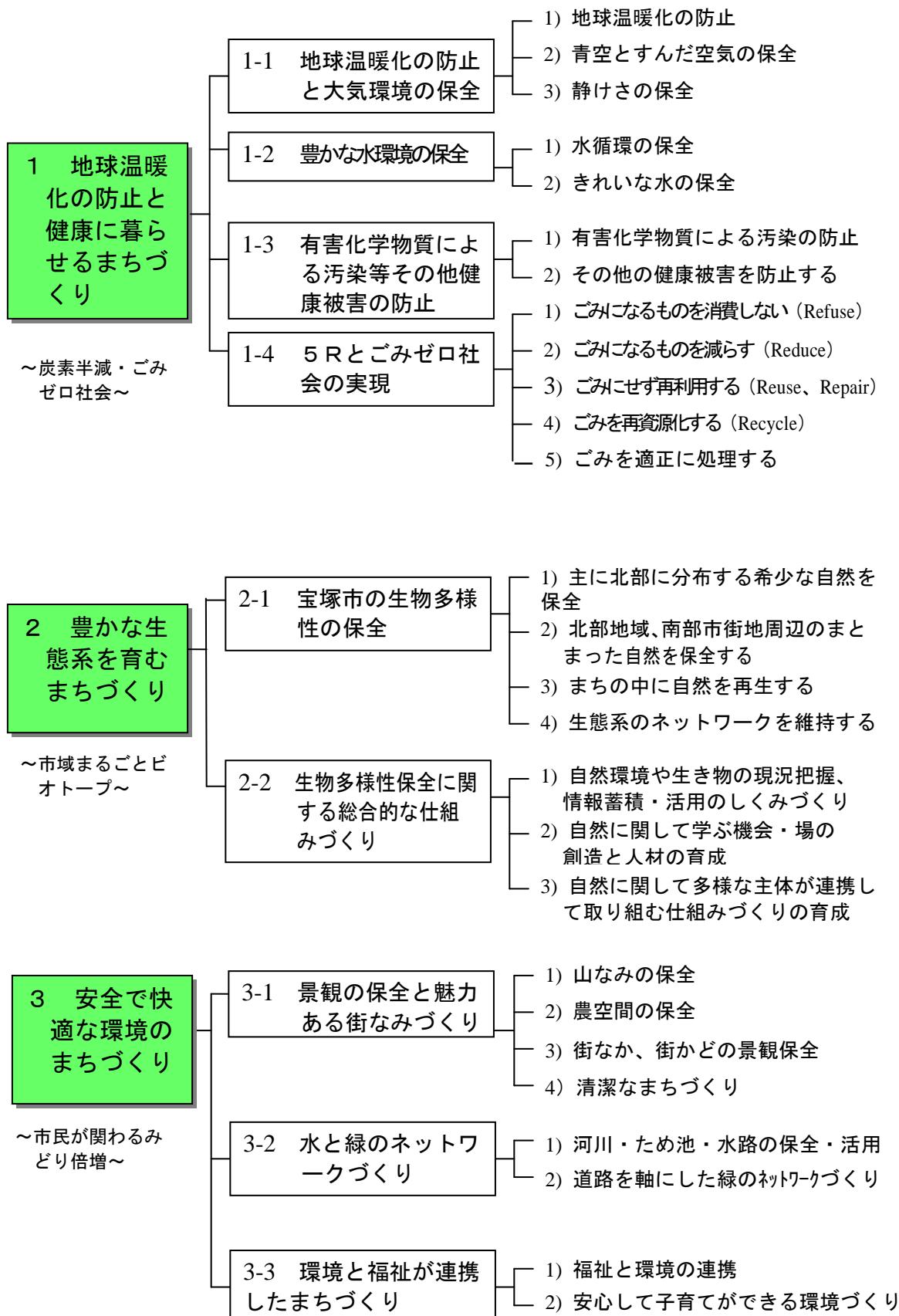
(1) 経緯

平成7年度に平成8年度から平成17年度の10年間を計画期間とする「宝塚市環境基本計画」を策定し、～健全で恵み豊かな環境をともに育むまち～の創造を目指して各施策を進めてきましたが、その間、二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの削減など地球的な課題となりつつある地球温暖化への対策、循環型社会形成推進基本法及び容器包装、家電、建設、自動車リサイクル等の関連法による、循環型社会の形成に向けた行動への転換、外来種の問題も含めた生物多様性の保全等、環境に関して、あるいは社会全般にわたって大きく変化が生じています。これらに対応するため、第2次宝塚市環境基本計画を平成18年6月に策定しました。

(2) 計画の概要

1) 計画期間 平成18年度から平成27年度までの10年間

2) 目指す方向と取り組む内容



3) すべての取組みに共通する2つの視点

ア 環境と社会・経済発展の一体化に努める

経済が大量生産、大量消費、大量廃棄により成長し、その生産・消費・廃棄が環境問題を引き起こしてきた明治以降の約100年間の社会経済システムの中で、永らく「環境」と「社会・経済発展」は対立するもの（いわゆる外部不経済）として存在してきました。

しかしながら、それ以前は、食糧と環境の関係である農業にしても、エネルギーと環境の関係である薪炭にしても、その関係は一体で持続的なものでした。

地球温暖化をはじめとして今日顕在化している環境問題は、裏返せばこの産業革命以降の社会経済システムが限界に達したことを意味しており、1970年代からこれを見直す動きは既に始まっていますが、「環境」と「社会・経済発展」を再度一体化したより持続可能な形に社会経済システムを再構築することが不可避となっています。

「環境に良いものを必要最小限度大切に永く使う」というように消費のあり方を変えていき、また、環境に良い技術や文化、豊富な人材を活かした社会システムを経済活動の基盤とするなど、環境と社会・経済発展の一体化を進めていきます。

イ 効果的に進めるために参画と協働で取り組む

日本が人口増から減へと成熟期を迎える、極度の財政危機に直面するなか、国と地方の関係、官と民の関係など、社会システムが抜本的な変革期を迎えつつあります。

一方、宝塚市は、鉄道沿線の住宅開発など「民」の自発性により都市化が進み、その後もまちづくりの様々な分野で「民」の力を活かしてきましたが、次なる社会システムを構築する時期にさしかかっています。

このような事態を背景に、今日の環境問題を解決するために、社会全体として各主体が最も力を発揮できるよう、市民・事業者と行政、市・県・国の行政間など、社会を構成するあらゆる主体の新たな役割を再構築し、地域社会におけるあらゆる場での人材育成や参画・協働して取り組むための基盤づくりを進めています。

第2次環境基本計画の概要

はじめに

1 プラン策定の背景

- ① 「ビジョン+実施計画・行動計画」型
 - ・基本計画を取組みの目標と基本的な方向を示すビジョン型と実施計画・行動計画型
- ② 各主体が自ら前向きに取り組む
 - ・取組みを着実に進めるための仕組みづくりを強化
- ③ 「環境」と「社会・経済」
 - ・「環境」と「社会・経済」の関係について、そのあり方を変えていくあり方を示す

第4章 宝塚市環境基本計画とは

1 計画の役割

- [1-1 位置付けは？](#)
- [1-2 対象分野は？](#)
- [1-3 誰を対象にしているのか？](#)
- [1-4 対象地域は？](#)
- [1-5 計画の期間は？](#)

2 プラン策定の背景

宝塚の環境に関する主な動向／指標一覧

第2章 よりよい環境づくりを効果的に進めるために

1 ともに取り組むために

- [1-1 人材を育成・発掘する](#)
- [1-2 市民・事業者・行政がともに取り組むための基盤をつくる](#)
- [1-3 計画を進めるための基礎的取組み](#)

2 進み具合をきちんと確認するため

- [2-1 P D C Aの仕組みできちんと進み具合を確認する](#)
- [2-2 P D C Aを市と市民プラットフォームで連携する](#)

第1章 宝塚の環境は何をめざすのか

1 震災からの復興の間に環境問題及び社会情勢が急変

- ① 地球温暖化対策が待ったなし
 - ・二酸化炭素 2003年で8.3%増加と厳しい状況
- ② 循環型社会の形成へ加速
 - ・循環型社会の形成に向けた行動への転換が加速
- ③ 生物多様性の保全が緊急事態
 - ・外来種の問題も含めて、生物多様性の保全が緊急事態
- ④ 各主体の役割の変化など社会システムが大きく変化中
 - ・行財政改革、地方分権、市町村合併、新しい「公」、N P O法など、各主体の役割が変化しつつあります
- ⑤ 阪神・淡路大震災から復興に要した10年
 - ・阪神・淡路大震災からの復興に要した10年間に環境も大きく変化

2 どのような都市をめざすのか

『環境都市・宝塚 健全で恵み豊かな環境を共に育むまち～持続可能なまちへの先駆的転換をめざして～』

3 めざす方向

- 1 地球温暖化防止と健康に暮らせるまちづくり～炭素半減・ごみゼロ社会～
- 2 豊かな生態系を育むまちづくり～市域まるごとビオトープ～
- 3 安全で快適な環境のまちづくり～市民が関わるみどり倍増～

環境と社会・経済発展の一体化に努める

効果的に進めるために参画と協働で取り組む

1 地球温暖化防止と健康に暮らせるまちづくり ～炭素半減・ごみゼロ社会～

- [1-1 地球温暖化の防止と大気環境の保全](#)
- [1-2 豊かな水循環の保全](#)
- [1-3 有害化学物質による汚染等その他健康被害の防止](#)
- [1-4 5 Rとごみゼロ社会の実現](#)

2 豊かな生態系を育むまちづくり ～市域まるごとビオトープ～

- [2-1 宝塚市の生物多様性の保全](#)
- [2-2 生物多様性保全に関する総合的な仕組みづくり](#)

3 安全で快適な環境のまちづくり ～市民が関わるみどり倍増～

- [3-1 景観の保全と魅力ある街みなづくり](#)
- [3-2 水と緑のネットワークづくり](#)
- [3-3 環境と福祉が連携したまちづくり](#)

4

地域別には

・北部地域

・南部山麓地域 4

・南部周辺地域

参考資料（策定経過・用語解説等）